平成２５年（フ）第１１３号
福岡県田川郡香春町大字香春1702番地
債務者　木村　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第４５号
静岡県下田市三丁目３番19号
債務者　川崎　俊幸
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第７７３号
神戸市北区大原３丁目14番地の９、従前の住所さいたま市大宮区天沼町２丁目230番地
石綿ハイツ203
債務者　下迫　和之
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９１号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅70号棟1313号
債務者　上田　喬年
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９４号
神戸市北区桂木３丁目１番地の１
債務者　桜井　香織
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市国府町宮下1180番地１　フォーブルＫＭ101号
債務者　永井　智哉
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８２号
鳥取県鳥取市南栄町36番地　雇用促進住宅２―305号、旧住所鳥取県鳥取市正蓮寺35番地７　サウスコートいせき203号
債務者　東　　修子（旧姓古地）
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９０号
愛媛県松山市居相２丁目５番１号　アイリス椿305号
債務者　笹原千津子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４８号
長崎県長崎市東琴平１丁目14番６号
債務者　山下　大作
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅１棟305号
債務者　西岡　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
長崎県長崎市西山３丁目10番１―405号、旧住所長崎県長崎市西山３丁目15番11号
債務者　田原　絢子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
福島県郡山市麓山２丁目５番７号　水沼方、住民票上の住所福島県郡山市麓山２丁目７番８号　幸風荘12号
債務者　阿部　博子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
福井県鯖江市中野町第39号３番地３
債務者　長尾　守啓
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
福井市引目町第19号２番地４
債務者　渡邉　吉和
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
福井県越前市矢放町第12号９番地の10　県営住宅２号館207号
債務者　五十嵐陽子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
福井県鯖江市柳町２丁目５番13号、旧住所福井県越前市庄田町第２号９番地の３
債務者　林　　強
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
福井県坂井市坂井町東荒井第17号17番地
債務者　清水　清志
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係